

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月12日 11時57分ごろ
発生場所	山口県下関市角島 ^{つの} 北西方沖 沖ノ島灯台から真方位038° 22.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 32.3′ 東経130° 23.3′）
事故の概要	貨物船CRYSTAL JADEは、漂流中、また、漁船第三十一源福丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年3月14日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 CRYSTAL JADE（パナマ共和国籍）、11,877トン 9680891（IMO番号）、OLTOK MARINE, S.A. B 漁船 第三十一源福丸、80トン 132614、東洋漁業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（インドネシア共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 航海士A（インドネシア共和国籍）、締約国資格受有者承認証 二級航海士（パナマ共和国発給） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船側部ブルワークに凹損、漁労用ローラの軸に曲損、無線用アンテナ折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.0m、潮流 南西流約1.2ノット
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか17人が乗り組み、運転不自由船であることを示す黒球2個を掲示し、角島北西方沖を漂流中、船橋当直についていた航海士Aが、目視及び3Mレンジに設定したレーダーで見張りを行っていたところ、左舷船尾方に錨泊中のB船を初認した。 航海士Aは、B船を左舷中央部正横約50mに認める状況となったとき、機関部当直者に主機関を使用したい旨を連絡した際、前部甲板上でマストの照明灯の点灯確認をしていた乗組員からオン、オフのスイッチを押すよう依頼を受け、操舵室後部の制御盤で、その作業を行っていたところ、A船の左舷船首部とB船の右舷船側部とが衝突した。 B船は、船長Bほか19人が乗り組み、まき網漁を終えて他の漁船

	<p>(灯船2隻、運搬船1隻)と共に操業海域近くの角島北西方沖で錨泊していた。</p> <p>B船の乗組員は、就寝していたところ、衝撃を感じた司厨長の知らせにより、A船との衝突を知った。</p> <p>B船は、本事故当時、船橋当直員を配置していなかった。</p>
分析	<p>A船は、航海士Aが、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、風潮流により圧流されていることに気付くのが遅れ、主機を使用して衝突を避けようとしたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船橋当直員を配置していなかったため、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が錨泊中、航海士Aが、B船に対する見張りを適切に行っていなかったため、風潮流により圧流されていることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>